

令和4年度国民健康保険特別会計予算(案)概要

歳入

単位:千円

款	令和4年度 当初予算 ①	第1回(12月) 補正額 ②	第2回(3月) 補正額 ③	令和4年度 現額 (①+②+③)
1 国民健康保険料	952,465			952,465
2 国民健康保険税	20			20
3 使用料及び手数料	610			610
4 国庫支出金	1		825	826
5 県支出金	5,473,893		98,000	5,571,893
6 財産収入	44			44
7 繰入金	751,920	817	▲6,327	746,410
8 繰越金	10	170,797		170,807
9 諸収入	17,073			17,073
合計	7,196,036	171,614	92,498	7,460,148

第2回補正:  
マイナンバーカード保険証連携  
勸奨等に伴う補助金の増

第2回補正:  
療養給付費相当額の保険給  
付費等交付金の増

第1回補正:人件費に係る増  
第2回補正:  
○一般会計繰入金として  
基盤安定繰入金の増  
未就学児均等割保険料繰入金、  
事務費繰入金、出産育児一時  
金、負担軽減対策の減  
○基金繰入金の減

第1回補正:  
前年度からの繰越金の確定

歳出

款	令和4年度 当初予算 ①	第1回(12月) 補正額 ②	第2回(3月) 補正額 ③	令和4年度 現額 (①+②+③)
1 総務費	124,624	817		125,441
2 保険給付費	5,371,901		94,158	5,466,059
3 国民健康保険 事業費納付金	1,587,857			1,587,857
4 共同事業拠出金	3			3
5 保健事業費	81,387		▲2,723	78,664
6 基金積立金	44	170,797		170,841
7 諸支出金	20,220		1,063	21,283
8 予備費	10,000			10,000
合計	7,196,036	171,614	92,498	7,460,148

第1回補正:人件費の増

第2回補正:  
療養給付費・傷病手当金等の増  
出産育児一時金の減

第2回補正:  
歯周病検診委託料、特定健診  
委託料等の減

第1回補正:  
前年度の繰越金を受け、基金に  
積立るもの

第2回補正:  
国、県からの交付金の精算金の増

令和5年度国民健康保険特別会計予算（案）のポイントについて

1 主な制度改正（条例改正を伴うもの）

(1) 賦課限度額の引き上げ

国民健康保険料は世帯ごとに賦課される平等割・被保険者人数に応じて賦課される均等割のほか、所得に応じて賦課される所得割があります。

所得に応じて賦課されることから、それぞれ賦課限度額を設けています。

令和5年度は後期分が2万円引き上げとなります。

●賦課限度額

	現行	令和5年度	
医療分	65万円	65万円	据置
後期分	20万円	22万円	2万円引き上げ
介護分	17万円	17万円	据置
合計	102万円	104万円	2万円引き上げ

予算への影響：保険料の増加

(2) 軽減判定基準額の引き上げ

国民健康保険料は所得、被保険者数に応じて判定を行い、保険料（平等割・均等割）を軽減しています。判定基準について「被保険者数に乗ずる金額」を引き上げます。この結果、より軽減を受けやすくなります。

●被保険者数に乗ずる金額

	現行	令和5年度
5割軽減	28.5万円	29万円
2割軽減	52万円	53.5万円

予算への影響：保険料減、基盤安定補助金増（増減なし）

(3) 出産育児一時金の支給基準額の引き上げ

	現行	令和5年度	
一時金	42万円	50万円	8万円引き上げ

予算への影響：負担金の増

繰入金の増（負担金の2/3分）

2 その他予算に係る事項

(1) 国民健康保険被保険者数の減少

少子高齢化等の影響による被保険者数の減に伴い、保険料収入及び保険給付費総額の減少が見込まれます。

令和2年度	令和3年度	令和4年度9月末	令和5年度予算時
12,312人	12,077人	11,653人	11,319人

(2) 保健事業

① データヘルス計画の策定

令和6年から11年までの6年間における第3期データヘルス計画を策定します。

② 特定保健指導における利用勧奨事業

特定健康診査の結果から該当した方を対象に実施している特定保健指導について、医療費適正化に向け、利用勧奨事業を拡大し、より多くの方に特定保健指導を実施する予定です。

(3) 保険料率

令和5年度予算については、令和4年度と同じ保険料率を設定した上で編成していますが、当該年度の保険料率については、令和5年5月下旬を目途に前年の所得情報等を踏まえ、改めて決定する予定です。

【保険料率】

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度(予算)		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	8.5%	24,000円	21,900円	8.3%	23,400円	21,000円	8.3%	23,400円	21,000円	8.3%	23,400円	21,000円
後期分	2.5%	6,900円	6,300円	2.5%	6,900円	6,300円	2.5%	6,900円	6,300円	2.5%	6,900円	6,300円
介護分	2.0%	6,300円	4,200円	2.0%	6,300円	4,200円	2.0%	6,300円	4,200円	2.0%	6,300円	4,200円

※医療分の保険料率について、令和3年度に見直しを行っています。

令和5年度国民健康保険特別会計予算(案)概要

資料3

歳入 単位:千円

款	令和4年度 当初予算 ①	令和5年度 予算案 ②	② - ①	対前年度比 (%)
1 国民健康保険料	952,465	914,101	▲38,364	95.97%
2 国民健康保険税	20	20	0	100.00%
3 使用料及び手数料	610	560	▲50	91.80%
4 国庫支出金	1	1	0	100.00%
5 県支出金	5,473,893	5,351,275	▲122,618	97.76%
6 財産収入	44	145	101	329.55%
7 繰入金	751,920	799,231	47,311	106.29%
8 繰越金	10	10	0	100.00%
9 諸収入	17,073	17,064	▲9	99.95%
合計	7,196,036	7,082,407	▲113,629	98.42%

皆様からの保険料収入です。被保険者数の減に伴い減少を見込んでいます。

市町合併前の保険税です。合併前の旧山陽町分が残っているのみとなっており、年々減少します。

督促手数料などの収入です。

国からの交付金等です。

県からの交付金等です。主に、医療機関に支払う保険給付費の財源となります。被保険者数の減に伴い減少を見込んでいます。

銀行の預金利息等です。基金の預金利息の増により、増額しています。

一般会計及び基金からの繰入金です。基金繰入の増により、増額しています。

前年度からの繰越金です。予算時は、額が不明なので、枠として計上しています。

国や県からの交付金の精算金等です。

歳出 単位:千円

款	令和4年度 当初予算 ①	令和5年度 予算案 ②	② - ①	対前年度比 (%)
1 総務費	124,624	125,635	1,011	100.81%
2 保険給付費	5,371,901	5,262,263	▲109,638	97.96%
3 国民健康保険 事業費納付金	1,587,857	1,577,417	▲10,440	99.34%
4 共同事業拠出金	3	3	0	100.00%
5 保健事業費	81,387	86,733	5,346	106.57%
6 基金積立金	44	145	101	329.55%
7 諸支出金	20,220	20,211	▲9	99.96%
8 予備費	10,000	10,000	0	100.00%
合計	7,196,036	7,082,407	▲113,629	98.42%

事務費、人権費等です。システム更改に伴う業務端末の調達などにより増加しています。

医療費等の給付金です。被保険者数の減により、減少しています。

県に収める納付金です。医療費の減などにより減少しています。

国保連と共同で行う事業のための拠出金です。

特定健診などの費用です。特定保健指導の利用勧奨・保健指導の委託を実施することなどにより増額しています。

基金に積立てるお金です。基金の預金利息の増により、増額しています。

国や県からの交付金の精算金等です。

不測の事態が発生した時のためのお金です。

基金残高 単位:千円

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (12月補正 後)	令和5年度 (当初予算)
基金残高	973,848	973,649	955,659	727,242

国保特別会計の貯金のようなものです。保険料率の平準化や、保健事業の費用に活用しています。

## 山陽小野田市国民健康保険条例の改正について

### ■改正理由

健康保険法施行令等、国民健康保険法施行令等の一部改正が令和5年4月1日から施行される予定に伴い、所要の改正を行うもの。

#### 1 保険料における賦課限度額の引き上げ

国において国民健康保険法施行令の一部改正が予定されており、本市においても、国が定める限度額と同額とするため、引き上げを予定します。

後期高齢者支援金等賦課分（後期分）に係る賦課限度額を現行の20万円から22万円に2万円引き上げる見込みです。

	基礎賦課分 (医療分)	後期高齢者 支援金等賦課分 (後期分)	介護納付金 賦課分 (介護分)	計
改正前	65万円	20万円	17万円	102万円
改正後	据置き	22万円	据置き	104万円

【施行期日(予定):令和5年4月1日】

#### 2 保険料軽減判定基準引き上げ

比較的低所得の世帯の保険料負担が過重となることを避けるため、基準を設け、一定の軽減を行うこととしています。国において、軽減判定の基準額について引上げが予定されています。本市におきましても、国が定める基準額に改正します。これにより軽減の対象が増える見込みです。

	軽減判定所得		
	7割	5割	2割
改正前	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × 被保険者数	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者数
改正後	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29万円 × 被保険者数	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 53.5万円 × 被保険者数

【施行期日(予定):令和5年4月1日】

#### 3 出産育児一時金の引き上げ

国において、全施設の出産費用の平均値等を参考にし、出産育児一時金の支給額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げる予定です。本市におきましても国が定める金額に改正する予定です。

	出産育児一時金	出産育児一時金加算分 (産科医療補償制度の掛金相当額)	計
改正前	40.8万円	1.2万円	42万円
改正後	48.8万円	1.2万円	50万円

【施行期日(予定):令和5年4月1日】

令和5年度 国民健康保険保健事業の実施計画（案）

事業名	歳出予算額	評価指標	令和5年度 (目標値)	令和4年度実績 (12月末時点)
<b>特定健診事業</b>  被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。	61,475千円	・ 集団健診実施回数	16回	13回
		・ 特定健診受診率	60.0%	23.6%
		・ 特定保健指導率	60.0%	0.0%
<b>はり、きゅう施術補助事業</b>  被保険者の健康増進のため、はり、きゅう施術費の補助（初検料 200円 1術700円 2術800円）を行う。	1,920千円	・ 利用件数	1,800件	1,324件
<b>がん検診事業</b>  健康増進課が実施するがん検診について国保該当者の検診料を一部負担する。	9,283千円	・ 集団検診の回数	17回	13回
<b>医療費通知事業</b>  被保険者へ利用した医療費の明細を送付することにより被保険者の関心を喚起して、医療費適正化を図るとともに、不正請求の端緒とする。	650千円	・ 胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診 受診率	20.0%	—
		・ 発送回数	3回	1回
<b>ジェネリック医薬品推進事業</b>  ジェネリック医薬品について、被保険者に対し先発薬との差額通知書を送付し、意識啓発と利用率向上を図る。	290千円	・ ジェネリック医薬品利用率	80.0%	82.2%
<b>糖尿病性腎症重症化予防事業</b>  糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、糖尿病性腎症の高リスク被保険者（対象者）を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、「未受診者」「受診中断者」を抽出し、受診勧奨を行う。	1,952千円	・ 保健指導実施回数	90回	40回
		・ 保健指導修了者数	15人	—
		・ 検査値の改善率	60.0%	—
<b>こくほシェイプアップ事業</b>  体脂肪率改善及び筋力向上並びに運動習慣の確立を図り、生活習慣病の予防を通じた医療費適正化を推進する。	1,012千円	・ 事業受講者数	160人	12人
		・ 受講者の体脂肪率の改善率	80.0%	88.9%
		・ 健康づくりに関心を持った人の割合	100.0%	100.0%

事業名	歳出予算額	評価指標	令和5年度 (目標値)	令和4年度実績 (12月末時点)
<b>脳ドック事業</b>  脳疾患の早期発見、特に脳卒中の防止のため、30歳以上の国保被保険者が脳ドックを受診する費用のうち、およそ85%を助成し、受診者の自己負担額を抑えることで受診を促進し医療費の適正化を図る。	4,230千円	・ 助成者数	180人	167人
<b>歯周病検診事業</b>  歯周病の予防は、歯・口腔だけでなく全身の健康の面からも重要であるため、歯周病の検診を行う。対象者は、30歳以上の国保被保険者とし、検診に係る自己負担額を無料とすることで、受診を促進し医療費の適正化を図る。	1,650千円	・ 受診者数	500人	107人
<b>データヘルス計画策定事業</b>  健康寿命の延伸を目指し、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った事業運営を図ることを目的に策定された「山陽小野田市国民健康保険データヘルス計画」について、令和6年度からの目標を設定する第三次データヘルス計画の策定におけるデータ分析等を委託する。	550千円		作成	—
<b>若者健診受診勧奨事業</b>  年度末時点で18歳～39歳の国民健康保険加入者に対して、若者健診の受診勧奨ハガキを送付する。若年層にも健診について関心を持ってもらい、40歳になってからの特定健診受診につなぐことを目指し、長期的な観点から特定健診の受診率向上を目指す。	76千円	・ 受診勧奨者数	1,200人	1,136人